

乗鞍岳火山防災協議会規約（案）

（目的）

第1条 乗鞍岳火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、乗鞍岳に想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、長野県、松本市、岐阜県及び高山市が共同で設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- （1）火山活動及び火山防災対策の情報交換に関すること。
 - （2）火山活動の状況に応じた警戒避難体制の整備に関すること。
 - （3）噴火による災害が発生又は発生が予測された場合において、災害応急対策、災害復旧及び噴火終息後における復興に関し、長野県、松本市、岐阜県、高山市及び関係機関相互間の連絡調整に関すること。
 - （4）火山防災意識の啓発活動に関すること。
 - （5）長野県及び岐阜県の都道府県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
 - （6）松本市及び高山市の市町村防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること。
 - （7）その他、目的達成のため必要と思われること。
- 2 前項の事項を行うため、別表1の第7号に定める委員が、協議会に対して意見を行った場合、その意見は技術的助言として、協議会が行う火山防災に関する検討のため活用するものとする。

（協議会）

第3条 協議会は、別表1の会員により構成する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置く。会長は松本市長とし、副会長は高山市長とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は設けない。ただし、会長又は副会長から改選の要請があったときは協議会で審議する。
- 5 第1項に定める会員に対して、会長から委嘱状を交付する。ただし、職名の指定による委嘱を受けている会員に対しては、委嘱状の交付を省略することとする。委嘱の期間は、委嘱を行った日から2年間とする。ただし、双方のどちらかの申出が無いときはさらに2年間継続し、以後も同様とする。

（幹事会）

第4条 協議会の行う所掌事項の内容検討のため、行政機関実務者による「乗鞍岳火山防災協議会長野県幹事会」（以下「長野県幹事会」という。）及び「乗鞍岳火山防災協議会岐阜県幹事会」（以下「岐阜県幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は長野県及び岐阜県で個別に構成し、必要に応じ合同で幹事会を行うことができる。
- 3 長野県幹事会及び岐阜県幹事会（以下「各幹事会」という）には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が松本地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が飛騨県事務所振興防災課長とし、副幹事長は松本市危機管理課長及び高山市危機管理課長とする。
- 4 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 各幹事会は、別表2の幹事により構成する。

（会議）

- 第5条 協議会は会長が招集し、その議事を進行する。
- 2 議事は、会員の全員が書面又は電磁的記録において同意の意思表示をしたときは、当該議事を承認する旨の決議があつたものとみなす。
 - 3 会長は、必要に応じて、協議会に会員以外の防災関係者の出席を求めることができる。
 - 4 会員が、協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
 - 5 第1項及び前2項の規定は、幹事会に準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「会員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
 - 6 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県松本地域振興局総務管理課、松本市危機管理課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課及び高山市危機管理課が合同で行う。

（会長の専決処分）

- 第6条 会長は、やむを得ない事由により協議会を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各会員に報告しなければならない。

（その他）

- 第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規約は、平成27年3月23日から施行する。

なお、「乗鞍岳火山噴火対策連絡会議（平成26年2月4日設置）」は、同日をもって廃止する。

附 則

この規約は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 2 月 15 日から施行する。

第 3 条第 5 項の委嘱を行った日について、当規定の改正前に委嘱を受けていた者に対しては、新たに令和 5 年 2 月 15 日に委嘱を受けたものとみなす。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 2 月 12 日から施行する。

別表 1

乗鞍岳資料 3-2

区分 (法第4条 第2項中該 当する号)	所 属	職名 (氏名)	備考
第 1 号	長野県	知事	
	岐阜県	知事	
	松本市	市長	会長
	高山市	市長	副会長
第 2 号	気象庁東京管区気象台	気象防災部長	
	気象庁長野地方気象台	台長	
	気象庁岐阜地方気象台	台長	
第 3 号	国土交通省北陸地方整備局河川部河川計画課	課長	
	国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所	所長	
	国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所	所長	
	国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課	課長	
	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所	所長	
第 4 号	防衛省陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊	連隊長	
	防衛省陸上自衛隊第 3 5 普通科連隊	連隊長	
第 5 号	長野県警察本部	本部長	
	岐阜県警察本部	本部長	
第 6 号	松本広域消防局	消防局長	
	高山市消防本部	消防長	
第 7 号	国立研究開発法人産業技術総合研究所 活断層・火山研究部門火山活動研究グループ	主任研究員 及川 輝樹	
	国立大学法人京都大学防災研究所附属 地震災害研究センター上宝観測所	所長 大見 士朗	
	国立大学法人信州大学 農学部	教授 平松 晋也	
	気象庁新潟地方気象台	地震津波火山防災情報調整官	
第 8 号	環境省中部山岳国立公園管理事務所	所長	
	林野庁中部森林管理局中信森林管理署	署長	
	林野庁中部森林管理局飛騨森林管理署	署長	
	国土交通省北陸地方整備局防災室	室長	
	国土交通省中部地方整備局防災室	室長	
	国土交通省国土地理院関東地方測量部	部長	
	国土交通省国土地理院中部地方測量部	部長	
	長野県松本地域振興局	局長	
	岐阜県飛騨県事務所	所長	
	長野県松本建設事務所	所長	
	岐阜県高山土木事務所	所長	
	長野県松本警察署	署長	
	岐阜県高山警察署	署長	
	松本市消防団	団長	
	高山市消防団	団長	
	中日本高速道路（株）松本保全・サービスセンター	所長	
	北アルプス山小屋友交会	会長	
	アルピコ交通（株）新島々営業所	所長	
	のりくら観光協会	会長	
	白骨温泉旅館組合	組合長	
	乗鞍観光協議会	会長	
	濃飛乗合自動車（株）運輸事業部	部長	
	飛騨乗鞍観光協会	会長	
	乗鞍国際観光（株）	代表取締役社長	

【別表 2】

1 長野県幹事会

所 属	役 職	備 考
長野県松本地域振興局総務管理課	課長	幹事長
松本市危機管理課	課長	副幹事長
国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所	建設専門官	
気象庁東京管区気象台	地震津波火山防災情報調整官	
気象庁長野地方気象台	防災管理官	
長野県危機管理部危機管理防災課	課長	
長野県松本地域振興局商工観光課	課長	
長野県松本建設事務所維持管理課	課長	
長野県警察本部警備第二課	課長	
長野県松本警察署警備課	課長	
松本市アルプスリゾート整備本部	次長	

2 岐阜県幹事会

所 属	役 職	備 考
岐阜県飛騨県事務所振興防災課	課長	幹事長
高山市危機管理課	課長	副幹事長
国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所調査課	課長	
気象庁名古屋地方気象台	地震津波火山防災情報調整官	
気象庁岐阜地方気象台	防災管理官	
岐阜県危機管理部防災課 山岳遭難・火山対策室	室長	
岐阜県高山土木事務所施設管理課	課長	
岐阜県警察本部警備第二課	課長	
岐阜県高山警察署警備課	課長	